(ii) 地域政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Aに記載するもの

(iii) 地方政府によって維持される措置

(a) (b) (c) に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(a) に規定する適合しない措置の改正。ただし、次のものに限る。

(i) カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー及びフィリピンについては、この協定が効力を生ずる日における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させない改正

(ii) オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、日本国、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイ及びベトナムについては、当該改正の直前における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させない改正

2 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、締約国が附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bに記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 1(c)(ii)の規定にかかわらず、この協定が効力を生ずる日の後五年間、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、1(a)に規定する適合しない措置の改正（この協定が効力を生ずる日における当該措置とこれらの条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

4 いずれの締約国も、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bの対象となる措置をこの協定が効力を生ずる日の後に採用する場合には、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 第十・三条（内国民待遇）及び第十・四条（最恵国待遇）の規定は、貿易関連知的所有権協定第五条の規定の対象となる措置並びに第十一・七条（内国民待遇）又は貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定によって課される義務の例外又は特別の取扱いの対象となる措置については、適用しない。

第十・九条　資金の移転

1 各締約国は、対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

(a) 資本に対する拠出（当初の拠出を含む。）

(b) 利益、資本利得、配当、利子、使用料、技術支援に関する報酬、技術及び運営に関する報酬、ライセンス料その他の対象投資財産から生ずる収益

(c) 対象投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払

(e) 第十・十一条（損失に対する補償）及び第十・十三条（収用）の規定に従って行われる支払

(f) いかなる手段によるかを問わず、紛争の解決の結果として生ずる支払（決定、仲裁又は紛争当事者の合意による紛争の解決の結果として生ずるものを含む。）

(g) 対象投資財産に関連して国外で雇用した職員が得る収入その他の報酬

2 各締約国は、対象投資財産に関連する1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により当該資金の移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別及び誠実に適用する場合には、資金の移転を妨げ、又は遅らせることができる。

(a) (b) 破産、支払不能又は債権者（従業員を含む。）の権利の保護

(a) (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) (d) 刑事犯罪及び犯罪収益の回収

(c) (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存

(e) (f) 司法上又は行政上の手続における裁定若しくは命令又は判決の履行の確保

(f) 租税（注）

注　租税には、租税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（居住地又は設立場所に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）の採用及び実施を含む。

(g) 社会保障制度、公的年金制度、退職年金制度、強制年金制度その他の制度であって年金又は類似の退職手当の給付を行うためのもの

(h) (i) 労働者の退職に関する権利

(i) 登録を行い、並びに当該締約国の中央銀行及び他の関係当局が課するその他の手続を満たす義務

4 この章のいかなる規定も、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合する為替の利用を含め、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づくＩＭＦの加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）の規定に基づく場合及びＩＭＦの要請がある場合を除くほか、資本取引に関連するこの章の規定に基づく義務に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第十・十条　特別な手続及び情報の開示

1 第十・三条（内国民待遇）のいかなる規定も、締約国が、対象投資財産に関連して特別な手続（対象投資財産が当該締約国の法令に基づいて設立されなければならないとの要件に従うことを含む。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該締約国がこの章の規定に従って他の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第十・三条（内国民待遇）及び第十・四条（最恵国待遇）の規定にかかわらず、締約国は、他の締約国の投資家又はその対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手し、又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを要求することができる。当該締約国は、提供された秘密の情報については、可能な限り、当該投資家又は当該対象投資財産の正当な商業上の利益又は競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十・十一条　損失に対する補償

各締約国は、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対し、武力紛争、内乱又は緊急事態によって自国の領域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、同様の状況において次のものに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(b) (a) 自国の投資家及びその投資財産

(b) (a) その他のいずれかの締約国の投資家及び非締約国の投資家並びにこれらの者の投資財産

第十・十二条　代位

1 締約国又は当該締約国が指定する機関が、自国の投資家に対し対象投資財産に関して与えた保証、保険契約その他の形態の損害の塡補に基づいて支払を行う場合には、当該対象投資財産への投資がその領域において行われた他の締約国は、当該対象投資財産に関する権利又は請求権の代位又は移転を承認する。代位され、又は移転された権利又は請求権は、当該投資家の当初の権利又は請求権を超えてはならない。

2 締約国又は当該締約国が指定する機関が自国の投資家に対して支払を行い、及び当該投資家の権利又は請求権を譲り受ける場合には、当該投資家は、支払を行った当該締約国又は当該締約国が指定する機関を代理する権限を与えられる場合を除くほか、対象投資財産への投資がその領域において行われた他の締約国に対して当該権利又は請求権を行使してはならない。

3 代位され、又は移転された権利又は請求権は、当該権利又は請求権を行使する締約国又は当該締約国が指定する機関は、関係する締約国に対し、自国の投資家との間の請求権に関する取決めの適用範囲を開示する。